

加企財第490号
令和3年3月29日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(環境対策課扱い)

加美町長 猪股洋文



(仮称)宮城山形北部II風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
について(提出)

令和3年2月26日付け環対第525号で通知のありましたこのことについて、環境の
保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当:企画財政課 企画係 小澤
電話:0229-63-3115
FAX:0229-63-2037
E-mail:kikaku-kikaku@town.kami.miyagi.jp



（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

1 全般的な事項

- (1) 加美町では、現在、6つの風力発電事業が計画されており、令和2年11月に各地区で開催した町政懇談会において多数の意見が出されるなど、住民の関心が高まっている一方で、町内で風力発電事業が計画されていることを知らない住民もいると考えられる。

風力発電事業は、二酸化炭素排出量の削減、地球温暖化の防止へ貢献するものの、大規模な事業であり、住民の生活環境や自然環境への影響が懸念される。住民にとって、加美町の自然、景色、静音は、日常生活の一部であり、事業を進める上では、住民等に対し、広く周知し、十分な理解を得ることが不可欠である。このため、住民や関係者等に対して、本事業や環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。

また、環境影響評価法に基づき、令和3年1月21日に予定していた住民説明会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となったことは、住民の安全を確保する上でやむを得ない判断と言える。しかしながら、新型コロナウイルス感染防止のために不要不急の外出を控える状況において、方法書の縦覧、縦覧場所での資料配布だけでは、十分な説明がされたとは言い難いため、新型コロナウイルスの感染対策を講じた上で住民説明会を行い、住民へ直接説明し、住民の声を直接聞きくよう努めること。

- (2) 近年、全国的に大規模な自然災害が発生しており、令和元年10月の台風19号において、宮城県内でも甚大な被害が発生している。

対象事業実施区域に、森林法に基づく土砂流出・崩壊防備保安林、地滑りによる滑落崖や移動体が含まれている。また、輸送ルートに、森林法に基づく水源かん養保安林及び土砂流出・崩壊防備保安林、砂防指定地、地滑りによる滑落崖や移動体も含まれている。このことにより、事業による土地の改変や森林伐採等により水源かん養機能を低下させ、土砂流出や地滑りにより対象事業実施区域周辺に甚大な被害を及ぼすだけでなく、鳥川や築沢川の下流域に居住する住民等への被害を誘発することが懸念されるため、関係機関と協議を行い、環境分野だけでなく災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、工事から施設の稼働、事業終了後の施設撤去までの全ての期間における事業の実施による災害への影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は、対象事業実施区域から除外すること。また、調査、予測及び評価の手法について、事前に町に説明すること。

(3) 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が地理的・法的規制状況の事前把握等の負担を軽減するとともに、環境保全との両立を図りながら風力発電導入の促進を目指すことを目的として、県内全域を対象にし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電の導入可能性を有しているエリアなどをマップ化した「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定した。

対象事業実施区域に、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域が含まれているにも関わらず、計画段階環境配慮書への宮城県知事の意見に対する事業者の見解において、それらを含まない事業計画としている。見解の根拠を示すと共に、対象事業実施区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域として整理されている状況を分析し、その区域内で事業を実施することについて宮城県と協議を行うこと。また、対象事業実施区域として選定した検討経緯を明確にし、事業を実施した場合における環境影響と、環境影響を回避又は十分に低減する方法及びその根拠について、町に説明すると共に、準備書以降の図書に記載すること。

(4) 対象事業実施区域の周囲で計画されている（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業、（仮称）宮城山形北部風力発電事業、（仮称）宮城西部風力発電事業について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や事業者相互の情報交換に努め、累積的影響を含めた環境への影響、特に騒音、低周波音、風車の影、電波障害等の生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

調査、予測及び評価の手法について、本事業は、隣接事業である（仮称）宮城山形北部風力発電事業とは別の事業であることを踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 対象事業実施区域は広範囲に及び、環境への影響が懸念される。事業の検討、環境影響評価にあたっては、関係機関と協議を行うほか、専門家の意見や本意見に十分留意し、その検討経緯及び内容を明確にし、町に説明すると共に、準備書以降の図書へ記載すること。また、事業の進捗状況について、町に対して毎月報告すること。

宮城県知事の意見、宮城県環境影響評価技術審査会における意見、市町長の意見及び関係機関との協議などを踏まえ、環境影響評価の項目や、調査、予測及び評価の手法を変更、追加する場合や、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じ、必要に応じて環境影響評価の項目や、調査、予測及び評価の手法等の見直し、追加的な調査、予測及び評価を行う場合は、その内容を、事前に町に説明すること。

- (6) 調査、予測及び評価を行った結果、環境に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域や風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働における大気質の調査地点「一般（他事業）」について、対象事業実施区域から約10km離れているため、対象事業実施区域及びその周辺から、適切な調査地点を選定すること。

工事用資材等の搬出入における大気質の調査期間等について、昼間（6～22時）としているが、夜間にも搬入を実施するため、夜間も調査を行うこと。

建設機械の稼働における大気質の予測地点について、加美町での最寄りの住宅がある地点を加えること。

(2) 騒音及び超低周波音

建設機械の稼働及び施設の稼働における騒音及び超低周波音の調査地点と予測地点について、加美町での最寄りの住宅がある地点を加えること。

工事用資材等の搬出入における騒音の調査期間等について、昼間（6～22時）としているが、夜間にも搬入を実施するため、夜間も調査を行うこと。

現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

また、騒音の予測結果について、準備書など書面での数値等による説明では、住民がどの程度の騒音レベルであるかを思い描くことが困難であるため、予測地点における騒音レベルの音源や音量を、適切な機器を用い、住民説明会等で公開するよう努めること。

(3) 振動

工事用資材等の搬出入における振動の調査期間等について、昼間（6～22時）としているが、夜間にも搬入を実施するとしているため、夜間も調査を行うこと。

(4) 水の濁り

造成等の施行による一時的な影響における水質の調査地点について、対象事業実施区域から離れているため、対象事業実施区域及びその周辺からも調査地点を選定すること。

(5) 重要な地形及び地質

対象事業実施区域内に、森林法に基づく土砂流出・崩壊防備保安林、地滑りによる滑落崖や移動体が含まれている。また、輸送ルートに、森林法に基づく水源涵養保安林及、土砂流出・崩壊防備保安林、砂防指定地、地滑りによる滑落崖や移動体及び日本の地形レッドデータブック選定地形である鳴子火山群が含まれているため、評価の項目に選定し、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(6) 電波障害

他地域において、風力発電事業が原因とみられる大規模なテレビの受信障害が発生している事例がある。テレビやラジオ等は、災害時の情報収集手段として必要不可欠であり、事業により周辺地域での電波障害を生じさせることがないよう、環境影響評価の項目に電波障害を追加し、宮城県環境影響評価マニュアル（風力発電設置事業）を参考に、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(7) 動物

対象事業実施区域において、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザル等の生息が確認されている。町では、これらの鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、各種対策を講じているところである。事業の影響により生息環境へ変化が生じ、生息分布が事業実施区域周辺の集落に移動することで住民の生活や農作物への被害が生じることがないよう、資料の収集や専門家等の意見を取り入れるなど、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。また、運転開始後も生息環境等の事後調査を行い、事業による影響と考えられる事象が生じた場合は、関係機関と協議を行い、適切な措置を講じること。

渡り鳥の調査地点について、対象事業実施区域の上空を含め、広範囲に飛翔する可能性が高いことから、適切な調査範囲を設定すること。

哺乳類の調査地点について、スギ植林、ブナーササ群落における生息状況を把握するための地点は、調査範囲内から選定すること。

コウモリ類の調査地点について、アカマツ群落、コナラ群落、ミズナラ群落における生息状況を把握するための地点は、調査範囲内から選定すること。

鳥類の調査地点について、コナラ群落における鳥類相を把握するための地点は、

調査範囲内から選定すること。

希少猛禽類の調査地点について、調査範囲外である地点があるため、調査範囲内から適切に選定すること。

渡り鳥の調査地点について、調査範囲が示されておらず、対象事業実施区域から離れている調査地点が多いため、適切に選定すること。

爬虫類・両生類の調査地点について、調査範囲外である地点があるため、調査範囲内から適切に選定すること。

昆虫類の調査地点について、スギ植林、コナラ群落、ブナーササ群落における生息状況を把握するための地点は、調査範囲内から選定すること。

魚類及び底生動物の調査地点について、鳥川と築沢川の調査地点が対象事業実施区域から離れているため、適切に選定すること。

文献その他の資料により、対象事業実施区域及びその周囲において、動物の重要な種が確認され、また、注目すべき生息地が分布しており、事業実施による重大な影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(8) 植物

植物の調査地点について、イヌシデーアカシデ群落の調査地点は、調査範囲内から選定すること。また、調査範囲の植物群落が網羅されていないため、コナラ群落、伐採跡地群落、スギ植林、カラマツ植林、竹林の植物群落から調査地点を選定すること。

文献その他の資料により、対象事業実施区域及びその周囲において、植物の重要な種及び重要な群落が確認されており、事業実施による重大な影響が懸念されることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(9) 生態系

クマタカの生息状況調査の調査地点について、調査範囲外である地点があるため、調査範囲内から適切に選定すること。

カラ類の生息状況調査の調査地点について、コナラ群落における鳥類相を把握するための地点は、調査範囲内から選定すること。

カラ類の餌種・餌量の調査地点について、スギ植林、コナラ群落、ブナーササ群落における調査地点は、調査範囲内から選定すること。

(10) 景観

方法書は、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を記載するものであるが、住民の生活の視点からの景観についての調査地点が示されていない。加美町は約461km²の広大な面積を有しており、町内の各地域からの景観について調査、予測及び評価を行うため、基本的には加美町の全行政区から、それぞれ1箇所以上の調査地点を選定すること。調査地点の選定にあたっては事前に町と協議することとし、視野角1度の範囲で区切らないこと。

豊かな自然資源に恵まれた加美町では、春から夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季を通じた自然景観を楽しむことができ、サイクリングやカヌー、ウインタースポーツなどの自然資源を活かした体験型プログラム等により、インバウンドも視野に入れた交流人口、関係人口の拡大に取り組んでいる。

のことから、景観への影響については、主要な眺望景観を望む地点からの風力発電機の介在の可能性について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

特に、加美町のシンボル的存在である薬莧山は、1つの眺望点にとどまらず、町の資料や様々な媒体の写真や動画素材として撮影される最も重要な景観資源である。また、展望台や二ツ石橋等から眺める二ツ石ダムは、紅葉とダム湖面とのコントラストが織り成す景観が魅力の絶景スポットであり、旭地区の澄川、陶芸の里ゆへらんどキャンプ場についても重要な紅葉の名所である。

それらを望む景観に風力発電機が介在することになれば、景観への妨げになることは必至であり、観光や地域経済への影響が懸念されるため、風力発電機が映り込まないよう措置を講じ、回避できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

薬莧山及び二ツ石ダムを望む地点などについては、ホームページや観光パンフレット等の資料によるほか、SNS等に掲載された写真が撮影されている地点についても可能な限り情報収集を行うこと。

調査地点に、二ツ石橋、澄川橋、田代高原キャンプ場、陶芸の里温泉交流センターを加えるほか、町との協議などにより、必要に応じて調査地点を追加すること。

自然景観は四季によって見え方が全く異なるため、調査期間は、視認性が最も高まる日だけではなく、展葉期、紅葉期、落葉期、積雪期の4回とし、住民の生活の中でどのように映るかを調査、予測及び評価すること。

風力発電機は、送電鉄塔などとは異なり、稼働による誘目性がある。風力発電機の配置を検討するためにも、できるだけ早い段階で調査、予測を行い、フォトモンタージュだけでなく、動画も用いて、住民、町、観光関係者及び観光客等に広く示して意見を聴取し、配置すること。

(11) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に、周知の埋蔵文化財包蔵地やその他の文化財などは見られないが、事業が大規模であることから、事業に先立ち、町と協議を行うこと。

(12) 廃棄物等

産業廃棄物の種類ごとの発生量、最終処分量、再生利用量、中間処理等について調査、予測及び評価を行うこと。

(13) 放射線の量

調査、予測及び評価の手法について、具体的な記述がされていないため、宮城県環境影響評価技術審査会委員などの専門家等の意見を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避する措置を講じ、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(14) 温室効果ガス

本事業の実施により温室効果ガス排出量の削減が見込まれる一方で、森林伐採や風力発電機の製造等により温室効果ガスの増加が想定される。

宮城県環境影響評価技術指針を参考に、本事業の工事着手から事業終了時期までのライフサイクル二酸化炭素について、調査、予測及び評価を行うと共に、温室効果ガス排出量の低減に努めること。

(15) その他

大型部品の搬入ルートについて、対象事業実施区域までのルートを示すこと。工事用資材等の搬出入時に、道路を損傷させることがないよう十分留意すること。町道、農道、林道等に関する工事が想定される場合は、町などの関係機関と事前に協議すること。

工事中の生活排水について、対象事業実施区域もしくはその近隣には公共下水道が整備されていないため、生活排水に関する計画を見直すこと。